

墨田区横川さくら保育園及び墨田区横川さくら保育園分園の 指定管理者の指定について

1 施設の名称

墨田区横川さくら保育園（墨田区横川五丁目9番1号）
墨田区横川さくら保育園分園（墨田区立花一丁目23番5 - 206号）

2 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者とする団体

- (1) 名称
社会福祉法人希望福社会
- (2) 所在地
東京都葛飾区高砂二丁目5番17号
- (3) 代表者氏名
理事長 平西 義信
- (4) 沿革
昭和40年 保育事業開始（無認可保育園）
昭和48年3月26日 法人設立
- (5) 事業の実績（自治体からの受託運営）
 - ア 本区での実績
平成19年度～ 墨田区横川さくら保育園指定管理者
平成22年度～ 墨田区横川さくら保育園分園指定管理者

4 選定経過及び選定理由

- (1) 募集内容
 - ア 募集期間 令和2年7月31日から令和2年8月31日まで
 - イ 周知方法 区のお知らせ及び区のホームページに掲載
 - ウ 応募事業者数 2事業者
- (2) 選定経過
墨田区指定管理者選定委員会において、主管部検討部会での審査を経た2事業者について、申請書類等に基づき、評価項目である利用者サービスの向上、効率的・効果的な施設の運営、事業計画の遂行能力の3項目に関する審査を行った。
- (3) 選定理由
審査の結果、選定事業者は、評価項目の評価の合計点が設定した水準を超え、応募事業者の中で最高得点であり、墨田区横川さくら保育園及び墨田区横川さくら保育園分園の設置目的を効果的・効率的に実現することが期待できるため選定した。

5 事業計画の要点

- (1) 管理運営の方針
保育目標を次のとおり掲げ、本施設の管理・運営を行うとしている。
健康な子ども
自分の気持ちを表現できる子ども
自分の活動を見つけ、楽しめる子ども
感性の豊かな子ども
- (2) 主な提案内容

ア 利用者サービスの向上に関する提案

- (ア) 本園において重度の障害児の受け入れを積極的に行う。
- (イ) 同法人が運営する他園年長児との交流を行う。
- (ウ) 行事ごとにモニタリングを実施（年11回）し、保護者意見等を園運営に反映させる。
- (エ) 子育て支援情報誌を年10回発行し、地域に配布する。

イ 効率的・効果的な施設の運営に関する提案

- (ア) 指定管理料（提案額）：317,000,000円
- (イ) 一定金額以上の契約は、3社以上の見積りを比較し事業者を選定する。
- (ウ) 区民の雇用や区内企業の活用を可能な限り実施する。

ウ 事業計画の遂行能力に関する提案

- (ア) 職員の構成、配置数、経験年数は要件を満たしている。園長予定者は保育経験年数が33年、副園長予定者は保育経験年数が本園35年、分園29年の職員を配置する。
- (イ) 常勤職員全員が上級救命講習を受講し、3年ごとの更新講習も受講する。
- (ウ) 墨田区危機管理基本計画を基本とした管理体制の整備や訓練の実施のほか、防犯訓練（不審者対応年3回）、津波訓練（年2回）、救命訓練（年3回）、町会及び横川コミュニティ会館と連携した避難訓練等を実施する。